

ご確認ください

# 「宿泊施設利用助成券」の使用方法!

共済組合では、組合員及び被扶養者等の保養及び元気回復を図るため、宿泊施設（協定施設及び指定施設）を利用した場合に利用料金の一部を助成していますが、県外の協定施設を利用する際に2,000円に○を付けて使用の方が増えています。**協定施設の場合には、全国一律3,000円の助成となりますのでご注意ください。**

なお、平成29年度から助成方法を一部変更し「協定施設」利用の場合は全国どの施設を利用しても「3,000円」の助成、また、被扶養者の年齢制限を撤廃しました。

## 助成金額

- 協定施設（全国の市町村職員・都市職員・指定都市職員共済組合が運営する宿泊施設）

助成金額 一律 → 3,000円

- 指定施設（共済組合が契約した旅館・ホテル・民宿等）

助成金額 栃木県内 → 3,000円  
栃木県外 → 2,000円

※「協定施設」及び「指定施設」につきましては、共済組合ホームページまたは共済のしおりをご覧ください。

※協定施設（全国の市町村職員・都市職員・指定都市職員共済組合が運営する宿泊施設）を利用する場合は、助成金額3,000円に○を付けてご利用ください。